

平成31年第1回町議会定例会会議の経過 (3月6日)

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから4日目の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、議案第7号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第7号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、コンビニ交付サービスの開始等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 議案第7号、山北町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

山北町印鑑条例の一部を次のように改正する。本条例の改正につきましては、10月1日から印鑑登録証明書のコンビニでの交付を可能とするための改正でございます。また、改正に合わせまして、印鑑登録を行う際、写真つき本人確認書類がない場合、印鑑登録を受けた町内の方の保証人となるよう改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表で御説明させていただきます。

第5条第2項第2号につきましては、山北町の方が印鑑登録を行う際、町内にお住まいの方が当該市町村の印鑑登録証明書を持参した場合、保証人になれるよう追加をするものでございます。

第11条第1項は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする際、印鑑登録証を添えて申請しなければならないということで、この規定は現行で行っているとおりでございます。

同条第2項につきましては、マイナンバーカードを用いてコンビニの多機

能端末機により印鑑登録証明書の交付を可能とすると定めるものでございます。

第19条は、コンビニ交付の際、書面の申請は不要と定めるもので、町の窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際は、従来どおり書面により申請を行っていただきます。

附則、この条例中、第5条の規定は平成31年4月1日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、渡辺良孝議員。

12番 渡辺 12番、渡辺です。

最初に、町内のマイナンバー登録者数をちょっと一度お聞きしたい。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 町内は16%の方が登録されております。神奈川県で平均ですと14%ということで、山北町内の方は若干発行の部数が多くなっている状況でございます。

議長 長 渡辺良孝議員。

12番 渡辺 12番、渡辺です。

先般、全協でいただいた資料の中で、手数料は窓口に行きますと300円と、これは同じだということですね。それで、うちコンビニ事業者に115円払うという手数料、ちょっとこれは私が思うのは、割高感じゃないかなと思うんですよね。ただ、一つ思うことは、今山北町で16%のマイナンバー所有されている方、神奈川県下でもほぼ近いということになりますと、少ないからかなと思うんですが、この115円、今後についてのコンビニとの交渉等の考えはどのようでしょうか。それを伺います。

議長 長 町民税務課長。

町民税務課長 今議員がおっしゃったように、コンビニ交付につきましては、割高感があります。ですけれども、マイナンバーカードを持参していただけて、コンビニが全国で5,400店舗ございます。そして、朝の6時半から夜の11時まで

交付を受けることができます。仕事の帰りでも印鑑証明書、または住民票が取得できます。非常に利便性が高まるというふうに考えておりますので、マイナンバーカードの交付を促しながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

議 長 渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 その経過と今までの関係はわかりましたのですが、これ、交渉は今後個々に町でやっていくのか、全国ですから、この辺は今の段階で、交渉することによって安くなるという想定のもとで、どういう交渉方法をしていくのか、その辺どうでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 以前は大きな市で交付をしていました。それで、昨年からは廉価版ということでシステムができて、それによりまして、町村も町村システム組合を通しまして、この10月から加入といいますか、事業を推進していく、上郡では全ての町がこういったことで進めていくような状況でございます。そして、先ほどマイナンバーカードの発行部数ということでは先ほど言ったんですけども、定かではないんですけども、3,000をちょっと切るぐらいだというふうに記憶しております。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 交渉といいますか、コンビニの企業との交渉は、システム組合というか、全国レベルで行われている状況でございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第7号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手全員。

失礼、もう一度、お願いします。挙手願います。

挙手多数。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第8号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第8号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員における超過勤務命令上限の設定等を踏まえ、職員においても同様の措置を規則で規定するため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第8号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、働き方改革を推進するための関係法律が整備されたことによる労働安全衛生法令の解釈により、超過勤務時間の上限が原則として1カ月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内とされたことにより、関係規則を整備するため、本条例に規則への委任情報を加えるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第8条第2項は、略となっておりますが、ここには任命権者は正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができることを規定しているものでございますが、この2項の後に、第3項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める、を加えるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

説明は、以上でございます。

町 長 説明が終わりましたので、議案第8号について、質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第9号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定につい
てを議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、
本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 それでは、議案第9号 山北町税条例の一部を改正する条例につきま
して、御説明させていただきます。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

本条例の改正につきましては、地方税法の改正により10月1日から消費税
の税率の引き上げに伴い、2点の改正がございます。

追加資料ということで、本日資料を提出させていただきました。大きく2
点変更がございますので、1番と2番、それぞれごらんいただきたいと思います。
ます。

1点目は、法人町民税の法人割の税率を9.7%から6%へ3.7ポイント引き
下げるものです。10月以降に開始する事業年度から適用されますが、町内
では4月1日開始事業年度の企業が多いため、平成32年度から影響が出るもの

と思われます。

2点目につきましては、軽自動車税の改正でございます。同様に、消費税率の引き上げに伴い、県税の自動車取得税が廃止されまして、軽自動車税の構成が改正されます。従前の軽自動車税が種別割ということになりまして、県税で車両価格の3%の課税でありました自動車取得税が環境性能割となり、県が収納し、2カ月後に95%が税として市町村に交付されます。この種別割と環境性能割を合わせたものが新たな軽自動車税ということになるもので、従前の自動車税と種別割の税率等の変更はございません。なお、環境性能割につきましては、3輪以上の軽自動車税に課税され、税率は燃費基準により非課税、1%、2%、3%となり、当分の間、神奈川県が賦課徴収を行うこととなります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表で御説明させていただきます。

第8条第1項は、種別割への名称の変更でございます。

第14条は、法人割を100分の9.7から100分の6へ税率改正をするものでございます。

第28条は、軽自動車税の納税義務者を、環境性能割は取得者、種別割は所有者ということで定めるものでございます。

28条の2は、販売者等に課税するみなす課税を定めたものでございます。

28条の3は、環境性能割の課税表示について定めたものでございます。

28条の4は、環境性能割の税率を1%、2%、3%と定めるものですが、3%の付加につきましては附則第21項の規定により、当分の間、2%で課税されるものです。

28条の5が、環境性能割の納期限及び町長への申告を定めたものでございますが、附則第15項で、当分の間、神奈川県が賦課徴収を行うこととされています。

第28条の6は、公用の利用、障がいの方の所有など、環境性能割の減免を定めたものでございます。

第28条の7から8ページの第38条の6項は、軽自動車税を種別割に定めるものでございます。

附則第12項から第13項は、引用条文の整理を行うものでございます。

第15項は、先ほど触れましたが、環境性能割の賦課徴収の特例を定めたものでございまして、当分の間、神奈川県が賦課徴収を行い、町にはその95%が交付されるものでございます。

第16項から第23項は、町条例との整合を図るため、神奈川県が定める課税免除、減免を定めるとともに、条ずれ等の条文の整理を行うものでございます。

戻っていただきまして、附則、施行期日1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第8条、第14条、第28条から第34条、及び附則第15項から第26項までの改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

法人課税に関する経過措置2、この条例による改正後の山北町税条例、以下新条例という。第14条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置3、新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課税する軽自動車税の環境性能割に適用する。

4、新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

なお、この環境性能割の予算計上につきましては、9月補正で行う予定でございまして。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって議案第9号は、原案どおり可決されました。
日程第4、議案第10号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議長 議案第10号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、森林法の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 農林課長。

農 林 課 長 それでは、議案第10号について、御説明いたします。

それでは、1枚おめくりください。

山北町の手数料条例の一部を次のように改正する。

一部改正の概要ですが、平成28年の森林法の改正により、平成31年度から市町村が林地台帳の公表が義務づけられたため、手数料条例の一部を改正するものです。なお、林地台帳とは地番ごとの地目・所有者等の登記情報と樹種・樹齢ごとにグループ分けした林小班番号というものを記載した台帳となります。

それでは、改正内容については、1枚おめくりください。

新旧対照表で御説明申し上げます。

左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。山北町手数料条例の第2項の表中の第33号を第34号とし、32号の次に1項を加え、33号とし、林地台帳の情報提供に関する手数料1筆につき450円を追加するものです。なお、手数料の額は登記手数料令第2条に基づき、1通450円を準拠しております。

1枚、お戻りください。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明は、以上になります。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

12番、渡辺良孝議員。

12番 渡辺 12番、渡辺です。

この林地台帳、本当に聞きなれない言葉を突然お聞きしまして、説明で内容はわかりましたのですけれども、ただこの金額どうこうといいますより、国の考え方、外国資本による森林買収の防止ということで、この森林法が結構強い芽を出して改正されているのかなと思うんですが、このような国からの台帳整備しようということは、外国資本が日本の土地を買う体制に対しての市町村への対応しろという意味が読み取れるかと思うんですが、その辺の法の流れ、改正理由、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

議長 長 農林課長。

農林課長 長 この辺の林地台帳の公表とかは、現在森林の所有者さんが不明になったり、相続がちゃんとできていないとかいうことがございます。その辺の関係がもうちょっと市町村でも情報を提供してあげようというような意味合いで、この辺の法案が改正されて、公表するようにされてきたのではないかなとは感じております。

議長 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数。よって議案第10号は、原案どおり可決されました。

日程第5、議案第11号 山北町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 長 議案第11号 山北町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について

て。

山北町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、敬老祝金の給付対象年齢及び金額の見直しに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 それでは、議案第11号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例。山北町敬老祝金給付条例の一部を次のように改正する。

概要であります。敬老祝金の給付年齢と給付額について見直しを行うもので、改正前は75歳以上の方に対し、給付金額を一律3,000円で定めておりましたが、給付の年齢を米寿等お祝いの節目の年の給付とするとともに、給付金額についても年齢によって定めるものです。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

改正前の第1条、高齢者の慰安を現在一般的に使われている高齢者の福祉の向上に改め、第2条、満75歳以上の者1人につき3,000円とするを、改正後は次の各号のいずれかとするとし、同条に第1号、満77歳の者5,000円、第2号、満80歳の者5,000円、第3号、満88歳の者1万円、第4号、満90歳の者1万円、第5号、満99歳の者2万円、第6号、満100歳の者5万円、第7号、町内最高齢の者5万円を追加するものです。また、第5条の見出しにつきましては、第5条は条例の実施について必要な事項は町長が別に定めると規定した委任規定であることから、改正前の実施細目から委任に改めるものです。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

議 長 10番、小栗直治議員。

10 番 小 栗 この条例については、今まで75歳以上で3,000円ずっといただいていた人が、今度は年齢によっては年齢の間に入る場合に、この3,000円の該当がなくなってしまうと、そうすると75歳以上の3,000円がいただけた人が決まった年齢にならないと支給にならないということになりますと、その間に入ったところが不利益といたしますか、この条例をつくることによって、3,000円取得ができなくなると、そういうようなことが生まれるんですけれども、そこら辺の該当している人たちの了承といたしますか、理解といたしますか、その辺はどういう審議の中でそういうことを、誰が了承していくのか、この議会です了承した場合に、俺は76歳だから3,000円もらえるかなという人が、今度はもらえないわけですよ。ですから、その辺の理解をどういう格好で町は捉えたのか、その辺について説明をお願いしたい。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 高齢者の方の老人クラブの代表の方、そちらの集まりのときには説明をさせていただいております。その時点では、特に質疑等はございませんでした。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 老人クラブは、全ての人が老人クラブに加入しているわけじゃなくて、クラブに加入していない人たちとか、当然該当している老人の方もいるわけですよ。その辺を考えて、老人クラブの会長が了解したから全て75歳以上のお年寄りが了解したんだという判断は少し甘いんじゃないかと思うんですね。ですから、その辺の、もう少し了承を得るといって、いただける年齢の人がことしはダメだったよと、88歳にならないとももらえないんだとか、そういうようなことをどう理解をとって、この条例が生きていくのか、当然相対的には山北町の支出から考えたらそんなに変わらないんですけども、今までもらえた人がもらえなくなる年齢があると、この辺については、どう考えますか。

議 長 町長。

町 長 要するに、高齢者の福祉対策ということで、この敬老祝金については若干確かに小栗議員の言われるように、もらえない方が出てくるかと思えますけれども、高齢者対策の足の便ということで、新たに75歳以上の人を、例えば循環バスの無料券、あるいはほかの地域を拾えとか、全体的な面としてはそちらのほうにいくようにしていただいて、御理解を得たいということでございます。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 最後の質問をしますけれども、それは町のほうの考え方であって、対象者の理解をとった後、条例改正していくんじゃないかなと思うんですよね。条例改正したから、議会で認めたから、今度こうですよということはルールとして反対じゃないのかと思うんですよね。その辺については、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃる意味はよくわかりますけれども、そういったことを皆さんに判断していただくのが議会の務めではないかと思えます。町のほうとしてはできる限りの中で、老人会とかそういったところにお伺いをして、それだったらやむを得ないんじゃないかというような判断をしていただいたところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

4 番、児玉洋一議員。

4 番 児 玉 4番、児玉でございます。

今の小栗議員と関連を若干する部分はあるかもしれませんが、やはり改めてこのタイミングで行わなければならなかったこの改正を、理由を改めてお聞かせいただきたいということと、内容については高齢者の慰安といったところから高齢者の福祉の向上に改めると、この文言が変わっている、このあたりの考え方と、このタイミングでやらなければいけなかった理由をお聞かせください。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 まず、このタイミングということでございますけれども、先ほど町長も申しましたとおり、高齢者の方に対しまして、高齢者の一時保護の関係ですと

か、高齢者のタクシーの関係ですとか、その他の施策がございますので、全体的なところを見まして、ここでということでございます。

それから、先ほど高齢者の慰安から高齢者の福祉の向上ということがございますけれども、まず、一般的に高齢者という言葉は使いませんので、高齢者ということで、それで、慰安ということになりますと心の慰めとかという理由になってきますけれども、福祉の向上ということで、高齢者の福祉に特化したという形でここに記載させていただいております。それで、上郡の4町の状況で見ますと、やはり高齢者の福祉に寄与するですとか、高齢者の福祉の増進、または住民福祉の向上というような言葉を使っておりました。

以上でございます。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 もう1点、支出の部分ですけれども、これはおおよそになってくるかと思いますが、大体これまで使っていた額と今回これを適用するに当たって、どれぐらいの差が出てくるのかというのはおわかりでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今までの人数の差とか金額の差でよろしいですか。

今まで人数的には2,000人弱だったものが大体400人強というようなところでございまして、金額的には従来600万円弱だったところが300万円ちょっとという形でございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第11号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって議案第11号は、原案どおり可決されました。

日程第6、議案第12号 山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第12号 山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、企業等の立地を促進するための期間の延長を提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第12号 山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例。山北町企業等の立地促進に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の内容でございますけれども、現在の条例が平成31年3月31日限りでその効力を失うため、10年延長し、平成41年3月31日までとするものでございます。これはまだ、平山地区、丸山地区等に誘致するための用地があるといったことから、企業等の立地促進を図るためには奨励措置が必要であることから、この条例を延長したく上程するものでございます。

1枚、おめくりください。

新旧対照表でございます。改正前の箱をごらんください。

この条例は平成31年3月31日限り、その効力を失う。を、改正後は、平成41年3月31日限りとするものです。

1枚お戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

申しわけございません。附則の2行上をごらんください。

平成41年3月31日の日が抜けていました。おわびするとともに訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第12号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

議 長 12番、渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 12番、渡辺です。

平成31年から進んでいって今後10年先の、また条例改正ということです。10年経過して、これから先10年ということでありましたので、この条例を施行して、その辺のどのような分析をしているのか、その辺はお聞きしておきたいということと、これを継続して条例はここで改正するんですけども、奨励措置は講じているということですので、現在、過去に何社奨励を対応して、現在何社継続しているか、そこをここで確認も含めてお願いしたいと思えます。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 それでは、お答えします。この10年間でこの条例を適用して立地した企業でございますけれども、6社でございます。平山で3社、原耕地で2社、丸山で1社でございます。それで、不均一課税が6社、雇用奨励金に該当したのが1社、立地奨励金が1社ということになってございます。それで、この分析でございますけれども、やはりこの条例は特例措置があるおかげで、力強い企業立地を進めることができるのかなというふうにも考えてございまして、一般質問でもございました、隣町の小山町さん、かなりそのあたりの企業立地について優遇措置を打ち立ててきておられますので、山北町といたしましても、やはりこのような優遇措置がないとなかなか厳しいといったこともございますので、この条例の10年延長をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第12号は、原案どおり可決されました。

日程第7、議案第13号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第13号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第13号について、御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正を受け、水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されたことに伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分の変更が生じたため、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、1枚おめくり願います。

左の表が改正後となっております。

まず、第3条第1項第3号の短期大学の下に、下線部であります同法による専門職大学の前期課程を含むを追加し、もしくは高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後の次に、同法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後を追加するものでございます。この専門職大学とは、平成29年5月に学校教育法が改正されまして、従来の4年制大学や短期大学とは異なり、実習などを重視して即戦力を目指した4年生

の学校であり、平成31年度より認可されているのは2校となっております。

次に、第8号では、選択科目としての水道環境が上水道及び工業用水道に統合されるため、改正前の下線部の、または水道環境を削除するものでございます。

続きまして、第4条第1項第2号で、裏面をおめくり願います。

2行目から、これらに相当する学科目を修めて卒業した後の次に、下線部の学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後を追加し、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者の次に、下線部の同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者を追加し、6年以上実務経験を必要とするものでございます。

次に、第4号の3行目、学科目以外の学科目を修めて卒業したの次に、下線部の当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含むを追加し、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者の次に、下線部の専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じを追加し、実務経験7年以上とするものでございます。

1枚お戻りいたしまして、附則として、施行期日につきましては、1、この条例は平成31年4月1日から施行する。2の経過措置につきましては、技術資本の試験科目の見直しにより、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されるため、この条例の施行前に水道環境に合格した者は上水道及び工業水道を選択したものとみなすこととされ、本附則において記載のとおり経過措置を規定するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第13号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第13号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願ひ

ます。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第13号は、原案どおり可決されました。
日程第8、議案第14号 平成30年度山北町一般会計補正予算第8号を議題
といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第14号 平成30年度山北町一般会計補正予算第8号。
平成30年度山北町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる歳
入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
2,747万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億
8,259万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。

繰越明許費第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰
り越して使用することはできる経費は、第3表、繰越明許費による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは確定見込み
等による徴税及び国県補助負担金の変更などであり、歳出の主なものは各事
業費の執行見込みによる減額なので、歳入歳出それぞれ2,747万7,000円を減
額するものです。また、広報誌発行事業ほか2事業について、繰越明許費の
設定をするものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第14号平成30年度山北町一般会計補正予算第8号について、
御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入につきましては、1款町税から21款
町債まで歳入合計で、2,747万7,000円の減額補正でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、1款議会費から、次の6ページ、7ページをお開き

いただきたいと思います。6ページの13款予備費まで歳入と同額の減額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

土木債につきましては、補正前の限度額が4,930万円、補正後が4,510万円で、420万円を減額するものです。これは、町道改良工事など事業費の確定によるものでございます。長期債については、補正前が1億240万円、補正後が1億50万円で、小学校普通教室のエアコン設置の事業費の確定により、190万円の減額でございます。一般単独事業者については、東山北駅前広場整備事業の確定に伴い、補正前の限度額が760万円で、補正後が400万円、360万円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、ここに記載のとおりでございますが、初めに、2、総務費、1、総務管理費の広報発行事業は、これは町勢要覧の作成でございます。町勢要覧の内容を最新の情報にするため、193万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、3、民生費、1、社会福祉費、プレミアムつき商品券発行事業、83万9,000円は国の補正予算に伴い、繰り越すものでございます。

7、土木費、2、道路橋梁費、道路施設改良事業の4,275万9,000円は関係機関との調整に時間を要したため谷峨跨線橋耐震補強工事や茱萸の木松原先線改良工事などの繰越及び橋梁点検業務、橋梁長寿命化計画策定などを繰り越すものでございます。

続きまして、事項別に御説明を申し上げたいと思います。

10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。今回は3月の補正ということでございまして、歳入歳出とも各種の事業費がおおむね確定してきたということで、これらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

最初に、1款町税、1項町民税、1目個人ですが、これは見込みなどにより1,540万6,000円の減額、2目の法人につきましては、業績が回復傾向などにあるため、2,894万2,000円の増額でございます。2項固定資産税ですが、償却資産の見込みにより1,000万円の減額。3項の軽自動車税は、貨物から乗用への買いかえなどにより50万円の増額。4項市町村たばこ税は、喫煙者

の減などにより200万円の減額。5項入湯税は丹沢荘の閉館の影響などにより159万円の減額などがございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金・民生費負担金、324万5,000円の増額です。内容としましては、保育所保育料現年度町内分は、園児数が63人から56人となったことにより減額、保育所保育料現年度町外受託者分は、園児数が17人から24人にふえたことにより増額。放課後子どもクラブ利用料については、児童数が64人から54人と人数の減による減額。認定こども園保育料現年度町外受託者分については、低年齢児の増により保育単価が上がったことなどによるものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、239万2,000円の減額です。これは、説明欄に記載ですが、入退費による町営住宅使用料の減でございます。

次に、6目教育使用料、24万6,000円の減額ですが、幼稚園の保育料については無料園児の増による減額。延長保育保育料は利用者の減などによるものでございます。2項手数料、2目衛生手数料、11万5,000円の増額ですが、し尿処理手数料については、新東名事業者の使用による増。予防注射済票交付手数料は、頭数が850頭から600頭になったことによる減額でございます。

12、13ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費、国庫負担金、704万3,000円の減額でございます。説明欄の障害者福祉サービス費等負担金は利用者がふえたことによるもので、障害者自立支援医療費負担金、身体障害者補装具等負担金は利用者の減によるものでございます。

2節の児童福祉費負担金は、948万円の減額ですが、子どものための教育・保育給付費負担金は人数の増により、65万6,000円の増、児童手当負担金、1,013万6,000円は支出の確定見込みによる減でございます。

3節保険基盤安定負担金、24万3,000円の増額は確定見込みでございます。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、197万8,000円の増額です。

1節の社会福祉総務費補助金は、104万円の増で、説明欄の年金生活者支援給付金支給準備事業、20万1,000円は、31年度に年金生活者へ現金給付を行うためのシステム改修の補助金でございます。プレミアムつき商品券事務

費補助金、83万9,000円は増税対策の国の事業でございまして、31年度に向けた準備費用を交付されるものです。なお、これにつきましては翌年度に繰り越すものでございます。

2節障害者福祉費補助金、20万4,000円の増額は、障害者自立支援地域生活支援事業の確定見込みによるものでございます。

4節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、73万4,000円は、後期高齢者医療のシステム改修補助金で、全額を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

3目土木費国庫補助金は、303万7,000円の減額です。これは、家賃対策事業、住宅関連事業、住まいづくり応援制度事業、いずれも確定見込みにより減額をするものでございます。

4目教育費国庫補助金、135万9,000円の減額は、中学校分のスクールバスの見込みによる減でございます。

5目循環型社会形成推進交付金、45万円の減につきましては、浄化槽の設置基数の減によるものでございます。

7目総務費国庫補助金、32万円の減額は、個人番号カードの交付に係る補助の確定によるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、51万8,000円の増額で、1節の保険基盤安定負担金は、確定見込みでございます。

3節障害者福祉費負担金は、先ほどの国庫負担金で説明したとおり、利用者数の変更によるものでございます。

14、15ページをお願いしたいと思います。

4節児童福祉費負担金につきましても、利用者数の増減や、対象者数の減によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、457万2,000円の減額ですが、1節の地籍調査費事業補助金と、2節水源環境保全・再生市町村補助金は、事業費の確定による減でございます。

4節未病月間等推進事業補助金、29万2,000円は、これはここで内示が来たものでございまして、健康スポーツ大会開催事業に財源充当するものでございます。

2目民生費県補助金は181万8,000円の減額です。

3節の障害者福祉費補助金は、説明欄に記載の2件とも、対象者の増減によるものでございます。

4節児童福祉費補助金、171万8,000円の減額は、ひとり親と、小児医療費は、対象者数の減によるもので、保育教諭確保支援事業は、免許更新費用の9人分の補助金でございます。

3目衛生費県補助金、44万9,000円の減額は、1節の浄化槽助成事業については、基数の減による減額。健康増進事業については、補助対象外となった事業が発生したことによる減額でございます。

4目農林水産業費県補助金、321万円の減額は、1節農業費補助金、86万4,000円の減で、特定鳥獣被害対策事業の確定による減額でございます。農業人材力強化総合支援事業補助金は確定による減額でございます。

6目の消防費県補助金、360万7,000円の減額は、地震防災関連整備事業の確定によるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、24万4,000円の減額は、住宅・土地統計調査費の確定によるものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、56万2,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

2目の財産貸付収入、8万1,000円の増額でございます。これは丸山の町有地を、新東名工事事業者に443平方メートル追加貸付したものでございます。

16、17ページをお開きいただきたいと思います。

17款の寄附金、1項寄附金、1目寄附金については、これは3万円の寄附をいただいたものでございます。

2目の、民生費寄附金、10万円については、社会福祉のために寄附をいただいたもので、福祉施設基金に積み立てておくものでございます。

3目教育費寄附金、7万円につきましては、社会教育費寄附金として、生涯学習センター図書室にDVD等を購入するための指定寄附があったものでございます。

5目衛生費寄附金、15万円については、これは健康福祉センターの備品の

ために寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金、3項他会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、20万8,000円については、精算により、一般会計のほうに戻すものでございます。

20款の諸収入、4項雑入、1目雑入の、346万7,000円でございます。

3節公務災害補償金、149万3,000円は、健康福祉センターの非常勤職員の公務災害補償金でございます。

5節の雑入、197万4,000円ですが、丹沢湖砂利売払代金は、3万4,490立米で確定に伴う増額でございます。

ごみ統一袋売上代金、70万2,000円の減額は、90リットルのごみ袋の売り上げの確定見込みよる減でございます。

新市町村振興宝くじ交付金は確定により、77万9,000円の増額。

長寿・健康増進事業特別調整交付金は、制度の廃止により、75万2,000円の減額でございます。

21款町債、1項町債、1目土木債、420万円の減額は、各事業費の確定によるもので、3目教育債、190万円の減額についても、事業費の確定による減額。

4目の一般単独事業債、360万円についても事業費の確定による減額でございます。

18、19ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。1款の議会費について、44万1,000円の減額については、全て執行残の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3万8,000円の減額です。説明欄の公務災害補償事業は149万3,000円の増額ですが、歳入で御説明しました、臨時職員の公務災害補償金でございます。

次に、一般経費の中の、清水地区振興協議会助成金と、三保地域振興会助成金は、歳入で基金の利息がありましたので、それを各団体に支出をするものでございます。

防犯関係事業の、光熱水費は、防犯灯の電気量が単価の増により、13万6,000円を増額するものでございます。

それ以外につきましては、執行残や確定見込みによる減額でございます。

2目の文書広報費、50万円の減額は、広報紙発行事業の執行残でございます。

20、21ページをお願いしたいと思います。

5目財産管理費、5,057万6,000円の増額です。増額の主な要因としては、説明欄の基金管理事業で、財政調整基金に利子等を226万8,000円の積み立て、つぶらの周辺地域振興基金に利子分1万5,000円の積み立て、公共施設整備基金に、今後の公共斎場建設負担金などのために、3,000万円の積み立て、ふるさと創生基金に、川村城址の整備のため利子分と合わせて、2,000万4,000円、それぞれ積み立てるものでございます。その他のものについては、執行残の減額でございます。

次に、7目企画費、30万円は、執行残の減額。

9目の町政連絡費、30万円についても、執行残の減額でございます。

11目交通安全施設整備費、67万3,000円の減額についても、執行残の減額でございます。

12目電算管理費、179万円の増額です。

22、23ページをお開きいただきたいと思います。

町村情報システム共同運営事業の、町村情報システム共同調達機器借上料は、執行残、256万4,000円の減額です。

その下の、神奈川県町村情報システム共同事業組合の負担金は、確定により、435万4,000円の増額でございます。

次の、13目地籍調査費と、14目水源環境保全・再生市町村補助金事業費については、事業の執行残で減額でございます。

15目定住総合対策事業費、164万3,000円の減額については、各事業の執行残でございます。

2項徴税費、2目賦課徴収費、130万円の増額ですが、郵便料については執行残で、過誤納金については見込みにより、150万円の増額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、32万円の減額は、歳入の減と同額で、税理制度交付金の執行残でございます。

24、25ページをお開きいただきたいと思います。

5 項統計調査費、2 目指定統計費、25万7,000円の減額が確定による執行残でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、139万9,000円の増額です。基金管理事業の、10万円は、寄附金の使途が決まるまで、福祉施設基金へ積み立てておくものでございます。

福祉タクシー利用助成金は、利用者の増により、40万円の増額でございます。

プレミアムつき商品券発行事業の、83万9,000円につきましては、臨時職員を40日分の賃金、30万7,000円、旅費を、2万円、消耗品費、29万6,000円、郵便料、21万6,000円で、31年度に繰り越すものでございます。

3 目社会福祉施設費、257万円の増額ですが、火葬業務事業の助成金として40件分、民間霊柩車使用負担金として30件分を増額するものでございます。

4 目老人福祉費については、205万8,000円の減額です。

26、27ページをお開きいただきたいと思います。

敬老事業については、執行残の減額です。

神奈川県後期高齢者医療運営事業の、事務費繰出金、73万4,000円につきましては、県補助金を、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。その他については、執行残の減額でございます。

5 目障害者福祉費、422万8,000円の増額でございます。

在宅障害児者支援事業の重度障害者福祉タクシー利用助成金、46万5,000円については、対象者がふえたことによる増額でございます。

障害者自立支援給付事業、これについては対象者の増減により、439万2,000円の増額でございます。

地域生活支援事業は、日常生活用具給付費は、利用者の増により、69万3,000円の増額でございます。その他については、見込みによる減額でございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金、190万8,000円の増額につきましては、出産育児一時金等は当初8人を見込みましたが、6人分で確定見込みにより、57万円の減額。

次の保険基盤安定繰出金は、交付額の決定により、234万9,000円の増額。

保険財政安定化繰出金につきましても、交付額の決定により、12万9,000円の増額でございます。

28、29ページをお開きいただきたいと思います。

7目介護保険事業特別会計繰出金、739万3,000円の増額です。これは、確定見込みによるもので、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、379万2,000円の減額ですが、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成医療費と、小児医療費助成事業は、対象人数の減などによる減で、放課後児童クラブ運営事業は、賃金については、確定見込みにより、45万1,000円の減額でございます。

国庫支出金、15万6,000円については、29年度精算による返還金でございます。

子育て支援事業の委託料につきましては、執行残の減額。

出産祝金は当初41人を見込みましたが、34人の見込みで95万円の減額でございます。

2目児童措置費、1,207万5,000円の減額は、児童手当支給事業の扶助費で確定見込みによる減額でございます。

3目保育園費、137万8,000円の増額です。

保育園運営事業の修繕費については、プレイルームの水銀灯が、LEDに交換するもので、19万6,000円の増額。

30、31ページをお願いしたいと思います。

保育所児童委託事業は、委託児童数が当初7人を見込みましたが、8人になったことにより、118万2,000円の増額でございます。

5目認定こども園費、14万4,000円の増額については、保育免許等更新費用、9人分を助成するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、94万6,000円の減額です。

母子保健事業につきましては、過年度の精算による県支出金の返納金が2万4,000円。

健康福祉センター管理事業の、管理備品購入費、15万は、先ほど、歳入で御説明した寄附金で、椅子を20脚購入するもので、その他については、見込

みによる減額でございます。

紙おむつ支給事業、65万円の減額は、出生数の減によるものでございます。

2目の予防費、400万円の減につきましては、接種者数の減により、予防接種委託料が300万円の減額、がん検診委託料は、受信者数の減により、100万円を減額するものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、336万7,000円の減額は、浄化槽設置事業の基数の減によるものでございます。

32、33ページをお開きいただきたいと思います。

2目の塵芥処理費、225万円の減額は、塵芥処理事業、ごみ減量再資源化事業とも、執行残の減額でございます。

3目し尿処理費、25万3,000円の増額につきましては、新東名工事業者宿舍等の使用料の増によるものでございます。

4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金、12万9,000円の減額でございますが、町単独工事について5基の予定が0になったことによる減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、農業振興費、46万2,000円の増額は、やまきたまち農業活性化推進事業の農業次世代人材投資事業補助金の、75万円の減額については、事業の開始時期がおくれたため減額するものでございます。

鳥獣害対策事業の、駆除助成金、151万5,000円の増額ですが、頭数が350頭の見込みが、855頭になったため増額するものでございます。

産業交流事業については、執行残を、30万3,000円減額するものでございます。

2項林業費、2目林業振興費は、272万円の減額です。

34、35ページをお願いしたいと思います。

林業促進事業と、水源の森林づくり協力協約推進事業は、確定により執行残を減額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、企業立地支援金の確定により、14万2,000円減額するものでございます。

3目の観光費、85万4,000円の減額は、D52を活用した元気なまちづくり

事業の軌道延伸事業の減で、これは、内部で対応したために減額するもの
でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、25万円の減額は、新東名
対策事業の執行残でございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、22万4,000円の減額は、狭あい道路拡
幅事業の工事請負費につきましては、道路の舗装面積がふえたことにより、
27万3,000円の増額。その他については、執行残による減額でございます。

36、37ページをお開きいただきたいと思います。

2目道路新設改良費、568万9,000円の減額です。この中で、橋梁修繕計画
策定業務委託料については、277万1,000円の増額ですが、これは、年度内に
着手するように県から指導があったため、ここで予算化し、翌年度に繰り越
すものがございます。その他については、執行残の減額でございます。

3項河川費、2目丹沢湖砂利浚渫費、90万1,000円の増額でございますが、
これは、先ほど歳入で御説明しましたとおり、当初3万立米を見込みました
が、浚渫量が3万4,490立米になったことによる委託料の増でございます。

4項砂防費、200万円の減額は、急傾斜地崩落危険防止負担金の執行残の
減額でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費、24万円の減額は、ブロック塀耐震
診断費補助金の見込みによる減額でございます。

6項住宅費、1目住宅管理費、44万9,000円の減額については、町営住宅
管理事業は執行残により76万9,000円の減額、特定公共賃貸住宅管理事業の
積立金は、見込みにより33万5,000円の減額。

38、39ページをお開きください。

地域優良賃貸住宅管理事業の積立金は、見込みにより65万5,000円を増額
するものがございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、68万6,000円の増額は、小田
原市消防の負担金の確定見込みにより増額するものがございます。

3目消防施設費、37万3,000円の減額は、消火栓設置工事の執行残の減で
ございます。

5目防災対策費、381万5,000円の減額は、防災設備等維持管理事業、自主

防災対策事業は、全て執行残で減額でございます。

9款教育費、1項教育総務費、事務局費の、502万6,000円の減額です。

教育振興事業、教職員健康管理事業、給食事業は執行残の減額でございます。

40、41ページをお開きください。

適応指導教室については、執行残の減額。

安全対策事業、48万円の増額ですが、八幡神社のクスノキが通学路に張り出しており危険なため、伐採に対して助成するものでございます。スクールバス運行事業は、見込みによる減額でございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、3目給食費は、全て見込みによる減額でございます。

3項三保小学校費、1目学校管理費につきましても、見込みによる減額でございます。

42、43ページをお開きいただきたいと思います。

2目教育振興費、11万円についても執行残の減額でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費、2目の教育振興費、3目給食費についても、いずれも見込みによる執行残の減額でございます。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、270万1,000円の減額は、臨時教諭賃金、社会保険料とも、正規職員を採用したことによる減額でございます。

次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費、36万円の減額ですが、生涯学習活動モデル事業助成金が3団体で確定したことによるものでございます。

4目生涯学習センター費、164万7,000円の減額ですが、生涯学習センター活動推進事業、10万円については見込みによる減額。

44、45ページをお願いしたいと思います。

生涯学習センター維持管理事業、161万7,000円は、見込みや執行残による減額でございます。

図書室運営事業の図書購入費7万円の増は、歳入の社会教育費寄附金で御説明しました寄附金をもとにDVDなどを購入するものでございます。

7項保健体育費、2目体育施設費、458万8,000円の減額ですが、体育施設維持管理事業、パークゴルフ場管理運営事業委託料は、見込みや執行残によ

り減額するものでございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費、176万9,000円の減額ですが、町の代行取得していただいているものの借入率が0.7%から0.135%に下がったことにより減額するものでございます。

13款予備費につきましては、3,192万6,000円を減額するものでございます。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第14号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

10番、小栗直治議員。

10 番 小 栗 この補正予算の23ページ、委託料なんですけど、地籍調査の委託料のところ、当初予算を見ますと約500万、そして今回、その半分以下ですけれど約200万の減額、184万5,000円ですか、この減額あるんですけれど、この地籍調査について、山北町山北を地籍調査をやっていくと、まだまだ、三保、清水まで100年ぐらいかかるんじゃないかと思うんです。そういう意味の中で、私たちが、この当初予算を認めて、そして、さらに皆さんに執行していただくんですけれど、半分ぐらいのときは、決められた範囲じゃなくて、できそうなところへ先に持っていくという考え方があるのかどうか。例えば、萩原の地域の何番地から何番地、それが、なかなか時間かかるよといったときに、その隣でもいいし、その隣の隣でもいいし、できるところからやっていくというような考え方がないと、三保、清水まで、今お話したように100年も先になってしまうんじゃないかと思うんです。だから、この辺については、大変、職員努力してるのはわかるんですけれど、こういう減額じゃなくて、できるところに持っていくというような考え方が指導されているのかどうか、その1点、質問したいと思います。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、もし可能であれば国のほうと調整して、そういったことが、できるところからへ回せるかどうか、そんなようなことはやっていきたいというふうに思っています。

議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第14号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたします。(午前10時28分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時45分)

日程第9、議案第15号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。

平成30年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,862万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億8,190万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分、または当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による国民健康保険税の減額、保険給付費の減額などで、歳入歳出それぞれ3,862万4,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第15号 平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、御説明申し上げます。

最初に、今回の主な補正は、歳入の国民健康保険税、県支出金。歳出につきましては、保険給付費の減額等を行うものでありますが、国民健康保険事

業が都道府県化となった初年度の予算の取りまとめで、高齢者を中心とした医療費の高額化や高額薬価により、療養給付費につきましては、大きく変動することもあるため、今後の推移においても予断を許さない状況となっておりますが、御理解をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

2、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の国民健康保険税から4款の繰入金まで、3,862万4,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の3,862万4,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数の減に伴い、1節の医療給付費分現年課税分は、1,201万1,000円、2節の後期高齢者支援金現年課税分は137万8,000円、3節の介護納付金分現年課税分は122万6,000円の減額で、合わせて1,461万5,000円の減額でございます。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、被保険者数の減に伴うもので、1節の医療給付費分現年課税分は433万4,000円。

2節の後期高齢者支援金現年課税分は92万6,000円。3節の介護納付金分現年課税分は55万2,000円の減額で、合計で581万2,000円の減額でございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、退職被保険者数の減少に伴い医療費が減り、県からの退職被保険者分の交付金も減額されることによるもので、2,010万3,000円の減額でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、2節の出産育児一時金等繰入金は出産見込み数が減少したことに伴い、57万1,000円の減額でございます。

3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、交付額の確定により、

186万1,000円の増額でございます。

4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、交付額の確定により、48万7,000円の増額でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定により、12万9,000円の増額でございます。

8、9ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、町村システム共同事業の負担金額の確定に伴い、13万7,000円の減額でございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては、町村システムの帳票印刷代の確定に伴い、11節の需用費が31万8,000円の減、13節の委託料が53万1,000円の減で、合計で84万9,000円の減額でございます。

2款1項1目の退職被保険者等療養給付費から2款2項2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者の減少に伴い、医療費が減ったことによるもので、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費が、1,792万8,000円の減。

4目の退職被保険者等療養費が5万円の減。

2款2項2目の退職被保険者等高額療養費は212万5,000円の減で、合わせて、2,010万3,000円の減額でございます。

2款4項1目の出産育児一時金につきましては、出産見込み数が8人から、6人に減少したことに伴い、85万6,000円の減額でございます。

10、11ページをお開きください。

2款5項1目の葬祭費につきましては、対象見込み数が26人から30人にふえたことに伴い、20万円の増額でございます。

6款1項4目の県支出金返納金につきましては、昨年まで交付されていた高額療養費共同事業交付金の金額が確定したことに伴い、精算分を返納するもので、36万8,000円を計上させていただくものです。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果、1,724万7,000円を減額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第15号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 今、御説明の中で、退職被保険者にかかわる保険給付費の御説明がありましたけど、この退職被保険者等にかかわる保険給付費にかかわりましては、今後はどのような動きを見せるか把握していらっしゃいますでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。退職被保険者の制度なんですけれども、実際に31年度の段階で、全ての退職被保険者が対象でなくなるという動きになっております。ですから、31年度の当初予算のときには、一応、15人の方がまだ残っておられますけれども、年度内には、その方々も誕生日をお迎えになられて65歳に到達したら、一般のほうへ切りかわっていくと、ですから、医療費に関しましても、その方々が特別大きな病気にかからない限りは、ほとんどかからないというふうにつかんでおるところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第15号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第16号 平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第16号 平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万3,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,224万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による繰入金の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額などで、歳入歳出それぞれ119万3,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第16号 平成30年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

13、14ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は1款の繰入金を119万3,000円減額するものです。

歳出は、2款の後期高齢者医療広域連合納付金から4款の予備費まで、歳入と同額の119万3,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

15、16ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、システム改修分の国からの交付額の確定によるもので、73万4,000円の増額です。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、交付額の確定により、192万7,000円の減額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、拠出金額の確定により、192万7,000円の減額です。

3款2項1目の他会計繰入金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、20万9,000円を計上するものでございます。

4款1項1目の予備費につきましては、52万5,000円の増額です。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第16号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第16号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第16号は、原案どおり可決されました。
日程第11、議案第17号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第17号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。
平成30年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,813万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,452万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、大口事業者の使用料の減収見込みによるものと、流域下水道負担金及び各事業費の確定によるもので、歳入歳出それぞれ1,813万2,000円を減額するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第17号 平成30年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款の使

用料及び手数料から7款町債まで合計いたしまして、補正額1,813万2,000円の減額でございます。歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額の1,813万2,000円の減額でございます。

続きまして、第2表地方債補正でございます。流域下水道事業債が補正前230万円から、右の表は補正後となっておりますが、建設費負担金の減により、40万円で、190万円の減額となっております。

続きまして、20、21ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

下の段の2の歳入でございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料につきましては、主に大口使用者の排水量が大幅に減少したことや大口使用者の倒産に伴い不納欠損となり、1,073万2,000円を減額するもので、補正後の額は2億127万2,000円でございます。

なお、今後も大口使用者におかれましては、節水などにより排水量が大幅に減少している傾向にあることから、歳出につきましても、必要最低限に抑え、事業を進めていきたいと考えております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費補助金は、ストックマネジメント策定委託業務の入札執行残により550万円を減額するものです。

7款町債、1項町債、1目下水道債の、酒匂川流域下水道事業債は負担金の減により、190万円の減額をするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。

歳出でございます。1款総務費、1項下水道総務費、1目一般管理費で、491万2,000円を減額するものです。主な内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金、544万5,000円の減でございます。これは流域下水道の処理施設の管理費などの見込み額により負担金が減額されたことによるものです。

27節公課費は、消費税の見込みにより、67万6,000円を増額するものでございます。

2目排水施設処理費は、1,287万8,000円を減額するもので、主な要因といたしましては、13節委託料のストックマネジメント計画策定業務委託の入札執行残金により、1,281万2,000円を減額するものでございます。

2款事業費、1項下水道整備費、1目排水施設費の19節負担金補助及び交

付金につきましては、酒匂川流域下水道建設費負担金の見込みによるもので、200万2,000円を減額するものです。これは流域下水道事業で予定しておりました、処理場の施設改修の一部を翌年度以降に先送りしたため、減額となっております。

3款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、貸付利息の確定によるもので、償還利子16万8,000円を減額するものでございます。

4款予備費につきましては、歳入歳出差し引きの182万8,000円を増額し、補正後の額は771万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第17号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第17号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第17号は、原案どおり可決されました。

日程第12、議案第18号 平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第18号 平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,677万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,811万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、浄化槽設置事業の減に伴う国・県支出金の減であり、歳入歳出それぞれ2,677万1,000円を減額するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第18号 平成30年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

27、28ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款使用料及び手数料から5款繰入金まで合計いたしまして、補正額2,677万1,000円の減額でございます。歳出につきましては、1款事業費、2款予備費合わせまして、歳入と同額の2,677万1,000円の減額でございます。

29、30ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

下の段の2歳入で、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料につきましては、当初、新規設置予定の5基分を見込んでおりましたが、本年度、設置予定がありませんので、29万円を減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進交付金につきましては、本年度は設置予定がないため、全額の602万8,000円を減額するものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目町設置型浄化槽事業補助金は、設置がないため、全額の2,032万4,000円を減額するものでございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましても、設置予定がありませんので、12万7,000円減額するものでございます。

31、32ページをお開きください。

歳出でございます。1款事業費、1項浄化槽整備費、1目浄化槽整備費で、3,052万2,000円を減額するものです。主な内容といたしましては、浄化槽設置事業の15節工事請負費は、当初、5基を見込んでおりましたが、本年度設置予定がありませんので、2,926万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、浄化槽維持管理事業の委託料につきましても、本年度設置予定がございませんので、新規分の維持管理費、110万5,000円を減額するものでございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出差し引きの375万1,000円を増額し、補正後の額は2,873万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第18号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

12番、渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 12番、渡辺です。

ちょっと、金額が大きいということもありまして、質問させていただきたいと思います。ページ、32ページで、工事請負費で町設置型浄化槽整備工事、2,926万8,000円と、その後、5基ということなんですけど、この5基の内訳は何人槽でしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 町設置浄化槽の場合につきましては、これは水源の関係で、5カ年計画で、今、第3期目に当たるんですが計画を出しております。その中で、内訳としましては、7人槽が3基、25人槽、これ事業所になります1基、50人槽、これはユーシンロッジ関係の1基ということで、計、合わせて5基となっております。

議 長 渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 渡辺です。

当初にも絡むかなと思ったんですが、現実に事業所の、50人はユーシンって目的があればいいんですが、果たして、25人槽を三保地域に今つけるべき、つけられる状態にあるのか、ちょっと、その辺が非常に不安視して、議会内部でも、他議員からも質問が出てますが、その辺の見解どうでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 先ほども申し上げたんですが、この計画につきましては、水源環境保全税を活用しております。1期から、平成19年から、20年間という計画ございまして、現状といたしましては、非常に、この25人槽、経費もかかります。

予定としてはないんですが、3期の計画として上げさせていただいてますので、ここで補正をさせていただくものです。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第18号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第19号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第19号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。
平成30年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,950万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,085万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による支払基金交付金等の減及び保険給付費の減であり、歳入歳出それぞれ1,950万1,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第19号 平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

34、35ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は4款の支払基金交付金から7款の繰入金まで1,950万1,000円の減額を行うものです。歳出は1款の総務費から6款の諸支出金まで、歳入と同額の1,950万1,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

38、39ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、交付額確定により、1,421万6,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましては、交付額確定により、29万6,000円の増額でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、交付額の確定により、34万1,000円の増額でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、給付額の見込みにより、103万3,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、交付額の確定により、7万6,000円の減額でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付額の確定により、1節の現年度分が32万6,000円、2節の過年度分が32万円のそれぞれ減額でございます。

8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、30年度に新設された交付金で、内示額によりまして、156万4,000円を計上するものです。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、見込み額により、42万円の減額でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、見込み額により、4万8,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、見込み額により、16万3,000円の減額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の介護給付費繰入金につきましては、735万円の増額でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につつま

しては、31万7,000円の増額でございます。

40、41ページをお開きください。

3節の地域支援事業の繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、14万4,000円の減額でございます。

6節の事務費繰入金につきましては、13万円の減額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、1,249万3,000円の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

歳出でございますが、1款2項1目の賦課徴収費につきましては、帳票印刷業務委託料の確定により、13万円の減額でございます。

2款1項1目の介護サービス等給付費につきましては、施設介護サービスがふえましたが、居宅介護サービス、居宅介護住宅改修、地域密着型サービスは利用件数が減っており、実績見込みにより、1,810万円の減額でございます。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、説明欄に記載してございますサービス、それぞれの利用件数がふえたため、実績見込みにより、240万円の増額でございます。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、実績見込みにより、60万円の増額でございます。

44、45ページをお開きください。

2款5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の方の利用件数が少なかったため、実績見込みにより、590万円の減額でございます。

2款6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、利用件数が減っており、実績見込みにより、20万円の減額でございます。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問事業は減りましたが、通所事業がふえたため、270万円の増額でございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、利用件数の実績を見込みまして、60万円の増額でございます。

3款3項2目の任意事業費につきましては、成年後見制度の利用件数が減

ったため、85万円の減額でございます。

46、47ページをお開きください。

3款4項1目の審査手数料につきましては、審査件数の増加により、2万円の増額でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、積立額の確定により、32万円の減額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、前年度の地域支援事業の補助金の確定によるもので、32万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第19号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第19号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第19号は、原案どおり可決されました。

日程第14、議案第32号 指定管理者（非公募施設）の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第32号 指定管理者（非公募施設）の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

平成31年3月1日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立ひだまりの里及び山北町立中川温泉ぶなの湯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第32号 指定管理者（非公募施設）の指定について、御説明申し上げます。

今回の指定管理者の候補については、平成31年2月1日に開催した、山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定について。

1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立ひだまりの里。2、指定管理者となる団体の名称、ひだまりの里運営協会。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立中川温泉ぶなの湯。2、指定管理者となる団体の名称、山北町観光協会。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第32号について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、議案第32号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。
（午前11時27分）